

## よい美術教育をつくる7つの指針 (Part III) - 「美術の教育」と「美術による教育」に焦点化して-

若元 澄 男  
(2006年11月27日受理)

### Seven Guiding Principles in Designing Good Art Education (Part III): Focusing on “Education for Art” and “Education through Art”

Sumio WAKAMOTO

**Abstract.** I make a point of saying that absolutely essential conditions for good art education consist of “Education for Art” and “Education through Art.” It is out of supposition if you place too much emphasis on or miss one of them.

Above all, we should never lose the idea of “Education through Art” directly linked to character formation. Because this is the first and ultimate ground for the art education that remains at the compulsory education stage; this was so in the past and will be so in the future.

However, I see the unfavorable reality that the idea of “Education through Art” has not been ingrained yet when my heart goes out to “the present” of art education and “the past and the future.”

Why has not it been ingrained? In accord with my paper published last year, “Seven Guiding Principles in Designing Good Art Education (Part II); Focusing on “Education for Art” and “Education through Art,” this small essay examines both the 1958 and the 1968 editions of the Art and Crafts Curriculum in the Course of Study for Elementary School with a focus on changes in the content of “the objective of the subject” and so on.

#### 1 緒 言

おおよそ「美術の教育」と「美術による教育」の2つの要件が満たされたとき適正な美術教育が具体化されたことになる。このことは従前から筆者が現職教員や教員をめざす学生達にたゆまず提案し、主張し続けてきたことである。また、筆者ひとりが声高に主張してきた特殊なことでもない。にもかかわらず我が国の美術教育を概観するとき、必ずしもこうしたレベルでの美術教育が十全の姿で展開されているとは言い難い現状がある。このことは、真摯に美術教育を考える多くの関係者にとって共通の課題と言っても過言ではない。すなわち美術教育の現状たるや十年一日、あるいはそれ以上かもしれない。変わらないのである。あるいは教師の意識の面から美術教育をとらえてみても「なんのための美術教育」「だれのための美術」というレベルでの理解さえもおぼつかない。なぜそうなるのか。このことについてはこ

れまでも様々の視点から考察を加え、あらゆる角度からの提案もしてきた。が、現実には動かない。この動かない現実こそが問題の所在である。

直前の拙稿「よい美術教育をつくる7つの指針 (Part II) - 「美術の教育」と「美術による教育」に焦点化して-\*1」においては、学習指導要領の「目標」の表記に焦点化し、この逐条精査によってなんらかの原因を浮き彫りにすることはできないかと着手した。なぜなら、「たかが学習指導要領、されど学習指導要領」というのが学習指導要領に関する筆者の評価だからである。なにはともあれ各学校の教育課程や教育営為に少なからぬ影響を及ぼしてきたのが学習指導要領ではないか。子ども達が手にする主たる教材である教科書も学習指導要領に依拠してつくられている。学習指導要領をこのようにみると、ここに記載された内容の変遷をつまびらかにすることは、「美術

の教育」及び「美術による教育」にかかわる実践の「質」及び「量」の変容をつまびらかにすることにもなる。これは現状打破の糸口捕捉の期待を含んでいる。

さて、前拙稿\*2においては、「昭和26年版小学校学習指導要領図画工作（試案）」までの記述に検討を加えた。ここでは「美術による教育」にかかわる表記を筆者の予想をはるかに超えて確認することとなった。こうした明快な記述がある限り、美術教育の理念の誤解されることはおそくなかっただろうとの印象をさえ抱いた。

では現在美術教育の抱えている問題は、それ以降の学習指導要領、すなわち、「昭和33年版小学校学習指導要領図画工作」以降における記述になんらかの原因があったのか。このことを探るため本小稿においても検討方法は前回は踏襲し、「美術の教育」と判断される内容の記述には「実線」のアンダーラインを、人格や人間性あるいは人間形成にかかわる記述については「美術による教育」を指向するものとして「波線」を付し、「昭和33年版小学校学習指導要領図画工作」以降の学習指導要領における各々の記述の推移を「量」と「質」の面でもとらえることを試みた。

## II 「昭和33年版小学校学習指導要領図画工作」以降の「学習指導要領」における「教科目標」及び「各学年の目標」の「美術の教育」と「美術による教育」に関わる記述の変遷

### 1 「昭和33年版小学校学習指導要領図画工作」における記述について

#### ■昭和33年版小学校学習指導要領図画工作\*3

##### 第1 目標

- 1 絵をかいたり物を作ったりする造形的な欲求や興味を満足させ、情緒の安定を図る。
- 2 造形活動を通して、造形感覚を発達させ、創造的表現の能力を伸ばす。
- 3 造形的な表現や鑑賞を通して、美的情操を養う。
- 4 造形的な表現を通して、技術を尊重する態度や、実践的な態度を養う。
- 5 造形活動を通して、造形能力を生活に生かす態度を養う。

さて、ここにおける「1」の「欲求や興味を満足させ」や、同じく「1」の「情緒の安定を図る。」、「4」の「技術を尊重する態度や実践的な態度」、「5」の「生活に生かす態度」等は「美術による教育」のスタンスからの記述ととらえることに異論はないだろう。ただ、「美的情操」については、これを「美術の教育」とするか「美術による教育」ととらえるかの判断は分かれるところかもしれない。すなわち、「情操」のみを国語辞典的な意味で解釈するならば、たとえばいま話題の「新明解国語辞典：三省堂（2005）」では、「美しいもの、純粋なもの、崇高なものを見たり聞いたりしてすなおに感動する、豊かな心（の働き）」と解説し、「情操」はどの教科でも、あるいは教育活動の全体を通して形成すべきものであり、美術教育固有の要素ということにはならない。であるならば「美術による教育」のニュアンスの方が勝ることにもなる。しかしこの際は、「美的」と付し美術教育によって育成する限定的な資質を示したものとして「美術の教育」と解釈することとした。なお、あえて付言しておくならこれは双方が融合したものと考えるのが最も自然な解釈かもしれない。

それはさておき、次に引用した段落は「目標」の直後に表記されている「但し書き」ともいえる内容である。

上に掲げた図画工作科の目標は、相互に密接な関連をもつものであるが、目標1は、図画工作科における指導の出発点となりまたその基底となるものである。したがって、各学年における具体的な学習が、主として目標2、3および4のいずれにかかる場合においても、図画工作科の特性上、常にその指導の根底には、目標1が考慮されなければならない。目標2、3および4は、それぞれ創造的表現力、美的情操および造形活動における実践的態度について、その目標を掲げたものであるが、各学年における具体的な学習においては、これらのねらいが有機的に結びつけられるとともに、目標5との関連が考慮されなければならない。

ここで ~~~~~ を付した「目標1は、図画工作科における指導の出発点」および「目標2、3および4のいずれにかかる場合においても、図画工作科の特性上、常にその指導の根底には、目標1が

考慮されなければならない。」さらに、「目標5と  
つ関連が考慮されなければならない。」等々は、  
まさに「美術による教育」を確認するための「但  
し書き」と解釈した。

次の記述は、「各学年の目標」の第1学年から  
第6学年までにおける記述内容の大まかな質の違  
い、とりわけ「下学年」と「上学年」の質の違い  
を指摘したものとして確認しておきたい。

次に示す各学年の目標は、下学年では、まず造  
形活動を活発に行わせて児童の欲求や興味を満足  
させることに重点をおいて指導し、上学年に進む  
につれて、造形的な経験を豊かにし、表現や鑑賞  
の技能・態度を伸ばすとともに、美と用との両面  
にわたる造形的な秩序を理解したり、感じとったり  
することができるようになることをねらいとし  
て示したものである。

「各学年の目標」の前に置かれたこの「リード  
文」は下学年の「欲求や興味を満足させること」  
や「経験を豊かにし」のレベルから学年が進むに  
従って「表現や鑑賞の技能・態度を伸ばす」と  
「美術の教育」の側面を充実させていく文脈を示  
唆している。このことは、今風に言うなら「流行  
の課題」、まさしく時代の要請を受けた流れであ  
り、当時の「科学技術教育の向上を図ること」と  
いう世相を反映したものといえるだろう。すなわ  
ち「昭和26年度版学習指導要領」の記述レベル  
と比較するなら「技術・技能の獲得」へのニュア  
ンスが積極的に打ち出されている。このことは、  
次の検討作業で、学年があがるにつれて記述の多  
くに実線下線を付さなければならなかった結果と  
も整合する。

以下、「昭和33年版学習指導要領」の「各学年  
の目標」に関する「美術の教育」と「美術による  
教育」の視点からの検討結果を示すことにする。

## 第2 各学年の目標 〔第1学年〕

- (1) 絵をかきたい、ものを作りたい、飾りたいと  
いう欲求を満足させ、表現に対する興味を起さ  
せる。
- (2) 何をどのようにかき、何をどのように作るか  
についてある程度心の中でくふうさせる。
- (3) のびのびとした創造的表現を通して、喜びと

自信とをもたせる。

- (4) いろいろな表現材料や用具を扱うことを経験  
させる。
- (5) いろいろな美しいものを見ることの喜びを味  
わわせる。

第1学年では、「(1)」の「欲求を満足させ」「興  
味を起こさせる」、「(3)」の「通して」に続く「喜  
びと自信とをもたせる。」、「(4)」の「扱うことを  
経験させる」、「(5)」では「喜びを味わわせる」  
等々の「文末」表現になっており、「美術による  
教育」のスタンスを明瞭に反映したものととらえ  
ることができる。その他の実線下線の内容はおお  
かた「美術の教育」に関わる文言ととらえてよい  
であろう。このようにそのフレーズの方向性を決  
定する「文末表現」の在り方を見る限りは、この  
学年では「美術による教育」の傾向がなお維持さ  
れていることが確認できる。続く第2学年におい  
てはどのような文脈がつくられているのだら  
うか。

## 〔第2学年〕

- (1) 絵をかきたい、ものを作りたい、飾りたいと  
いう欲求を満足させ、表現に対する興味をひろ  
げ、深める。
- (2) 何をどのようにかき、何をどのように作るか  
について、ある程度心の中でくふうさせる。
- (3) のびのびとした創造的表現を通して、喜びと  
自信を持たせる。
- (4) 表現には、自由な表現と、用途をもっている  
役にたつ表現との両様があることに気づかせ、  
それを経験させる。
- (5) 表現材料や用具を扱う力を高める。
- (6) いろいろな美しいものを見ることの喜びを味  
わわせる。

第2学年では「(1)」の「欲求を満足させ」「興  
味をひろげ深める」、「(3)」の「通して」に続く  
「喜びと自信をもたせる。」、「(4)」の「気づかせ、  
それを経験させる」、「(6)」では「喜びを味わせ  
る」等々の文言が「美術による教育」のスタンス  
を反映したものととらえることができる。「(2)」  
については第1学年でもそうであるが、純粋に  
「美術の教育」ととらえるべき内容であり、「(5)」  
の「扱う力を高める」についても技術・技能面  
での力の獲得が想定された文言であり「美術の教育」  
の内容といえる。これは第1学年の「扱うことを

経験させる」に比するなら「美術の教育」への傾斜が増したといえるだろう。

ところで、ここ以降、上述してきたような「美術の教育」と「美術による教育」の視点からの検討と同時に、この直後にとる手法、すなわち筆者が今日の美術教育上のなんらかの問題状況と無縁でないと判断した「学習指導要領の記述」に突き当たった時、その「問題記述」に関する筆者のコメントを先送りしたり、別稿に譲るなどのことは極力避け、その都度検討を加えていきたい。このことによって論展開が本流から多少ずれることになるかもしれない。が、美術教育上の課題をリアルタイムにとらえるための手法としてあらかじめ断っておきたい。

ということで、早速ここではあまりにも誤解の多い「図画工作の内容」のとらえ方の問題について取りあげておきたい。これは学習指導要領用語でいうなら、大枠は「表現」と「鑑賞」ととらえてきたはずである。「鑑賞」がつい先頃までは軽視されてきた現状はさておき、このとらえ方に誰しも異論はないだろう。問題はこの先にある。すなわち、「表現の内容」の解釈である。問題を顕在化させるため、平成10年版の学習指導要領を引き合いに出す。「第5学年及び第6学年の目標」で「(2)材料などの特徴をとらえ、想像力を働かせて主題の表し方を構想するとともに、美しさなどを考え、創造表現の能力、デザインや創造的な工作の能力を高めるようにする。」との記述がある。この文脈、果たして図画工作・美術科に縁の薄い人や初任の教師等にストレートに理解できるのだろうか。おそらく「言語明瞭意味不明の極」ではないか。とはいえ、これは「目標」レベルにおける「固有の抽象性」なのだろうと百歩譲り、より具体性を求めて次の「内容」に読み進めていけば、はたして問題は解決するのか。否である。「2内容 A表現 (2)見たこと、感じたこと、想像したこと、伝え合いたいことを絵や立体に表現したり、工作に表したりするようにする。」と多少はわかりやすくなってはいる。しかしこれとても「言語明瞭意味不明」の域を出たとは言いがたい。これが学習指導要領の改訂ごとにあれこれの文言検討が加えられ、「指導内容の扱い等が弾力的にできるよう」とか「各学校が柔軟に対応できるよう」と

の高度な判断から専門家から生み出されてきたはずの「文言(文脈)」である。過去先達の叡智の結晶のはずである。しかし、多くの教師達の適正な理解が得られていない事実も見据えなければならぬだろう。幾分かでも「美術(アート)」に理解のある教師(美術教師等)であれば、あるいはこの文脈の含意を理解できたのかもしれない。

それはさておき、いまなぜ筆者がこの記述を「問題文章」としてとりあげなければならなかったのか、このことについて平成12(2000)年、編著者としてかかわった「図画工作・美術科重要用語300の基礎知識\*4」における筆者の拙い「まえがき」を引用して補説しておくこととする。

類書がないわけではない。否、むしろより優れたものは多々ある。ゆえに本書が存在意味を持つにはそれなりの独自性が要求される。本末転倒とは思いつつ、だからこそ大胆かつ個性的な主張を含ませたものにならなければならない。また、その際、本流を見失うことなく時流に流されないようにしよう。そしてなによりも実践者の要求に応えられるものにつくりあげよう。等々の確認に基づき、たとえば、今次改訂(平成10年)で中学校の表現の内容が「絵や彫刻などに表現する活動」及び「デザインや工芸などに表現する活動」の大枠でくくられた見識は認めつつも、あえて各々の活動の個別的意味や包含する問題を鮮明化するため、従来の領域・分野を踏襲することとした。

先の書籍の「まえがき」の第一段落冒頭の記述である。筆者の意思はこの文脈に集約されていると言っても過言ではない。とりわけ、「従来の領域・分野を踏襲することとした」ことである。「表現」と「鑑賞」の意味の違い、そして、「表現」における、「心象表現」としての「絵画」「彫刻」、及び「適応(目的)表現」としての「デザイン」「工作・工芸」を子ども達に学ばせることの「意味」と「質」の違いの認識に関する事項である。あるいは、これらと「造形遊び」の「意味」と「質」は、一線を画する活動であることなどを確認し、それぞれにおける指導内容や方法の違い、すなわち授業構築の相違や教師の臨み方の違いなどについて鮮明化しようと試みたものであった。なぜなら、それまでにあまりに多くの「美術」への、あるいは「美術教育」への無理解・無関心の教師に遭遇してきたからである。過日(2006.11.8)

も、ある教師が、筆者の「心象表現」「適応（目的）表現」「造形遊び」に関する解説、すなわちそれぞれの質の違いや、その質の違いをふまえたうえで教師の子どもへの関わり方の相違等について言及した際、「長年の疑問が氷解した。それぞれに大事な意味があるということが了解できた」との反応にであったばかりである。そしてこの種の反応は一人この教師のみではない。あるいは今回のみのできごとでもない。このことの原因は、先にも指摘したように、まず「美術（アート）」への無理解がある。「美術教育」への理解の欠如もある。そして直接的でないにせよ「学習指導要領」にも責任の一端がある。たとえば先の「言語明瞭意味不明な目標の文言」がそれである。すなわち、「もし」などと考えることのナンセンスは忘れ、「昭和33年版学習指導要領」の段階ですでに明示されていたこの「表現の内容」に関する記述がきちんと今日まで継続されてきていたとしたら教師の「表現の内容」に関する認識はかなり違ったものになっていたのではないかと推察するのである。こうしたことから筆者は、あえて極論するならば、現在の学習指導要領における「目標」レベルの記述に、当時の文言を全面復帰させてもよいのではないかとさえ考えるのである。すなわち、昭和33年版で初出の「自由な表現と、用途をもっている役にたつ表現との両様がある。」というレベルの記述の復帰である。まさにこの記述は、「心象表現（絵画、彫刻）」と「適応表現（デザイン、工作・工芸）」の、ある意味では全く異質の内容があることを明快に指摘したものだからである。この筋がきちんと美術教育の中で継承されていけば、指導内容および方法において両者ではかなりニュアンスの異なるスタンスが必要であること等もすでに定着していたのではないかと考える。さらには、たとえば絵画における作品主義的な動向などもずいぶんと軽減されていたのではないだろうか。さらに、「どこまでの指導が許されるのか」「美術は指導すべきでないのでは」「指導できることはない」等々のような不可解かつナンセンスな発言も発生しなかったのではないかと考えるのである。ともあれここであらためて昭和33年版のこのことに関する記述は、教師に対して各々の指導内容や方法には大きな差があることとの認識を求めたものとしてその意味を再確認してお

きたい。

以上をふまえ第2学年の表記についての筆者の見解をまとめておくと「美術の教育」への傾斜が第1学年に比較するとやや強くなったことの確認、本筋から離れながらも現在の課題と直結するトピックとして「心象表現」と「適応（目的）表現」が明快に打ち出されていたことを確認したこと等である。後者の「心象表現・適応（目的）表現」の相違の理解は「美術の教育」を十全の姿で子ども達に保証する必要条件でもあり、ひいては「美術による教育」を適正に展開するための要件とも考えていることは付言しておきたい。

〔第3学年〕

- (1) 絵をかいたり、ものを作ったり、飾ったりする活動において、少しずつ見通しをつけて表現するように導き、表現力を養う。
- (2) 何をどのようにかき、何をどのように作り、何をどのように飾るかについての構想力を養う。
- (3) 自己の創造的表現の特色に気づかせるようし、表現に対する誇と自信をもたせる。
- (4) 表現の技術について関心をもたせ、形、色、材質などの処理がたいせつであることを、注意する方向に導く。
- (5) 自由な表現力を養うとともに、用途上の目的をもつ表現をも経験させる。
- (6) 使用する表現材料や用具の範囲を広め、材料を取り扱う体験を豊富にさせる。
- (7) 造形品を見たり、使ったりして、そのものよさを味わわせる。

第1学年の「(3)創造的表現を**通して**、喜びと自信をもたせる。」、および第2学年の「(3)のびのびとした創造的表現を**通して**、喜びと自信を持たせる。」の文脈が包含する「美術による教育」のニュアンスは、時代の流れを受けてということになるのか第3学年ではかなり大きく舵を切っている。すなわち、先の第1学年および第2学年の「(3)」の表記の指し示した方向は人間形成の文脈である。しかし第3学年では、「表現に対する誇と自信をもたせる」とされており、極めて「表現」への方向性をもった記述に変わっているのである。うがった見方をするならば、一定の影響をもつ学習指導要領におけるこうした「表記」が微妙に教師の営みに作用し「美術による教育」のス

タンスを不明瞭なものにしてしまったり、あるいは見失わせてしまったり、あるいはまた作品主義の流れを形成する原因にさえもなっていくととらえているのである。それにしても「美術の教育」への傾斜については、ここにおけるほとんどの文言に実線下線を付さざるを得なかった現象からも確認できるところである。

ところで、「(5)の「自由な表現力を養うとともに、用途上の目的をもつ表現」は、第2学年のところでふれた「心象表現（絵画、彫刻）」と「適応表現（デザイン、工作・工芸）」という異質の内容をきちんと子ども達に保証するという記述が第3学年においても明記されたものとして確認しておきたい。のみならず、第4学年の「(5)自由な表現力を発展させるとともに、用途上の目的をもつ表現についても漸次その力を伸ばす。」につながり、第5学年の「(5)自由な表現力を発展させるとともに、用途上の目的をもった表現力をも高め、両者の違いについて理解させる。」、第6学年の「(5)自由な表現力をいっそう高めるとともに、用途上の目的をもつ表現力をいっそう高め、自由な表現と違った価値のあることを理解させる。」と確かな文脈が形成されていたことをあらためて確認しておきたい。しかし、現在（平成18（2006）年度時点）においてもなおこの文脈が具現されているとは言い難い状況にあることは指摘しておかなければならない。それにしてもなぜ、筆者がこの問題にここまで拘泥するのか。このことは先にもふれたように指導内容および方法についてこの2つの世界は全く異質の教師の姿勢を要求してくるからである。誤解を恐れず極論するなら、そして用語は不適切かもしれないが、「心象表現」が「児童中心主義（?）」で授業を展開するとするなら、「適応（目的）表現」は、ある場合には、「教師主導主義（マニュアル主義?）」の授業展開も否定されるべきではないと考えるからである。あるいは、この違いを確認することによって「美術の教育」と「美術による教育」が適正な形で具体化されていくとも考えるからでもある。またこの両極のみでなく、「造形遊び」も含めて、意味の理解が図られたとき、はじめて教師は子ども達に広大無辺の美術の地平を知らせることが可能になると考えるからでもある。

〔第4学年〕

- (1) 絵をかいたり、ものを作ったり、飾ったりする活動において、漸次計画的に表現するように導き、表現力を養う。
- (2) 何をどのようにかき、何をどのように作り、何をどのように飾るかについて漸次構想力を養う。
- (3) 自己の創造的表現の特色に注意し、表現に対する誇と自信をもたせる。
- (4) 表現の技術について注意を向けさせ、形、色、材質、材料のもつはだあいや、それらの組合せによってできる美しさの構成について関心をもたせる。
- (5) 自由な表現力を発展させるとともに、用途上の目的をもつ表現についても漸次その力を伸ばす。
- (6) 使用する表現材料や用具の範囲や種類を増し、材料を取り扱う体験を豊富にさせる。
- (7) 造形品を見たり、使ったりして、そのものよさを味わわせる。

「(4)…関心をもたせる」、「(6)…取り扱う体験を豊富にさせる」、「(7)…味わわせる」などは「美術の教育」と無縁であり得ないことを確認しつつも「美術による教育」への関わりを表記したものとして位置づけておきたい。あるいは、本来なら「誇りと自信」は「美術による教育」の文脈で確認されるべき典型的文言である、しかし、実際には第3学年から「誇りと自信」の文言の直前に「表現に対する」を置き、極めて限定的な表記をしていることなどを勘案して、「美術の教育」を指向したものとして確認しておきたい。それにしてもなぜ「美術による教育（Education through Art）」を想起させる第1学年及び第2学年の「**通して**」を消滅させなければならなかったのかとの疑問は残ったままであり、今後の課題でもある。

〔第5学年〕

- (1) 絵をかいたり、ものを作ったり、飾ったりする活動において、計画的に表現する力を高める。
- (2) 何をどのようにかき、どんな感動を表わすか、何をどのように作り、何のためにするか、何をどのように飾り、何のためにするかについての構想力を高める。
- (3) 自己の創造的表現についての、いくらかの自覚をもたせ、表現に対する誇と自信をもたせる。
- (4) 表現の技術について注意し、形、色、材質、

材料のもつはだあいや、それらの組合せによってできる美しさの構成について理解させる。

- (5) 自由な表現力を発展させるとともに、用途上の目的をもった表現力をも高め、両者の違いについて理解させる。
- (6) 表現材料に硬材料を加えて、材料や用具の範囲・種類を拡充し、材料を取り扱う体験を深める。
- (7) 自他の作品のよしあしを判断できるようにし、自然美を感得させ美術作品を鑑賞する能力を養うとともに、美術作品をたいせつにする態度を養う。

第4学年同様、第5学年でもほとんどの記述が「美術の教育」を指向したものとなっている。「美術による教育」につながりそうな表記を強いてあげるなら「(6)…体験を深める」「(7)…たいせつにする態度を養う」ということになるだろう。

それはさておき、本小稿で重点的に取りあげ検討を加えてきた問題に関連するフレーズ「(5)自由な表現力を発展させるとともに、用途上の目的をもった表現力をも高め、両者の違いについて理解させる。」では「両者の違い」ということが明記され、第6学年の「(5)自由な表現力をいっそう高めるとともに、用途上の目的をもつ表現力をいっそう高め、自由な表現と違った価値のあることを理解させる。」と「違った価値」という極めて明快な表記で「心象表現」と「適応(目的)表現」各々の「価値」に言及していることは特筆して再確認しておきたい。なぜなら子ども達にこのことを理解させるためには言うまでもなく教師のこのことに関する十全の理解が大前提となるからである。教師は否応なく「美術」への確かな理解を求められることになる。

〔第6学年〕

- (1) 絵をかいったり、ものを作ったり、飾ったりする活動において、計画的に表現する力をいっそう高める。
- (2) 何をどのようにかき、どんな感動を表わすか、何をどのように作り、何のためにするか、何をどのように飾り、何のためにするかについての構想力をいっそう高める。
- (3) 自己の創造的表現についての自覚を伸ばし、表現に対する誇と自信をもたせる。
- (4) 表現の技術について注意し、形、色、材質、材料のもつはだあいや、それらの組合せによっ

てできる美しさの構成について理解を深める。

- (5) 自由な表現力をいっそう高めるとともに、用途上の目的をもつ表現力をいっそう高め、自由な表現と違った価値のあることを理解させる。
- (6) 表現材料や用具の範囲・種類を拡充し、材料を取り扱う体験をいっそう深める。
- (7) 自他の作品のよしあしを判断できるようにし、自然美を感得させ、美術作品を鑑賞する能力を養うとともに、美術作品をたいせつにする態度を養う。

第6学年においても、第4学年及び第5学年同様、ほとんどの記述が「美術の教育」を指向したものとなっている。あえて「美術による教育」につながる表記をあげるなら「(6)…体験をいっそう深める」「(7)…たいせつにする態度を養う」ということになるだろう。

ところで、「(5)…違った価値」との文言が象徴する美術世界への十分な理解こそが、たとえば「心象表現」「適応(目的)表現」においてなされたとき、未だに十分な理解をうることができていない「造形遊び」への理解や「コンテンポラリーアート(花は花らしくというアカデミックアートとは異なった美術世界)」への理解などもうることができるのではないかと考えている。そうした思いが、先の筆者の極論「過去の文言復帰」につながるのである。

以上、下線を付すことによって否応なく再認識させられるのは、「昭和33年版小学校学習指導要領図画工作」においては、とりわけ、第3学年以上では、質的にも量的にも「美術による教育」を想定させる表記がほとんど見られなくなったことである。同時に「文末」のありようなどから「美術の教育」への傾斜が強まったことも同時に指摘できるだろう。

## 2 「昭和43年版小学校学習指導要領図画工作」における記述について

### ■昭和43年版小学校学習指導要領図画工作<sup>\*5</sup>

#### 第1 目標

造形活動を**通して**、美的情操を養うとともに、創造的表現の能力をのばし、技術を尊重し、造形力を生活に生かす態度を育てる。  
このため、

- 1 色や形の構成を考えて表現し鑑賞することにより、造形的な美の感覚の発達を図る。
- 2 絵であらわす、彫刻であらわす、デザインをする、工作をする、鑑賞することにより、造形的に見る力や構想する力をのばす。
- 3 造形活動に必要な初歩的な技法を理解させるとともに、造形的に表現する技能を育てる。

さて、昭和43年版の学習指導要領図画工作においては「総括的目標」とも言うべき「第1目標」がある。ここでは、筆者が反転させた「通して」と「ことにより」との文言がみられ、美術教育が「美術の教育 (Education for Art)」を保証しつつも「美術による教育 (Education through Art)」を受け継いでいく意思を幾分かでも示したのとして確認しておきたい。すなわち「造形活動」から発生してくる作品がゴールではなく、活動のプロセスで育てられる様々な力にこそ意を注ぐべきであることを示唆したのとしてとらえておきたい。しかし、これはたとえば、現行の学習指導要領図画工作（平成10年版）の「第1目標」において「表現及び鑑賞の活動を通して、つくりだす喜びを味わうようにするとともに造形的な創造活動の基礎的な能力を育て、豊かな情操を養う。」と打ち出されるほど明瞭なスタンスで示されたものでもない。すなわち、「通して」と「ことにより」につづく記述内容のおおむねが「美術の教育」の範囲にとどまる事項だからである。

ところで、「総括目標」ともいえる「第1目標」に明記されたこととして他に注目しておきたいのは昭和33年版小学校学習指導要領図画工作の第2学年「自由な表現と、用途をもっている役にたつ表現との両様がある。」の記述から学年を追いながら第6学年の「(5)自由な表現力をいっそう高めるとともに、用途上の目的をもつ表現力をいっそう高め、自由な表現と違った価値のあることを理解させる。」に至るまでの記述にかかわる事項である。すなわち、この昭和43年版では、「絵画・彫刻・デザイン・工作・鑑賞」と、その「内容」がより具体的かつ明快に表記されたことである。このように明記されたことの意味や意義が今日まで継承されてきたのかどうかはさておき、この時点で指導方法や内容の相違を明らかにしたという点では極めてすぐれた見識が示された

ものとして確認しておきたい。

なお、「第1目標」の文脈で、いまひとつ筆者が疑念を抱かざるを得なかったことがある。このことは断じて看過すべきでない問題とも考えている。すなわち、なぜ、本文の冒頭の文言が「造形活動を通して」と「造形活動」で起こされたのかということである。これはあまりに配慮のない表記といわざるを得ない。こうした軽率ともいえる表記が現在における、表現重視（鑑賞軽視）、作品主義等の美術教育の流れを形成したのではないかとさえとらえている。常識的には、「造形活動」との文言は「鑑賞」を包含するものではない。図画工作の内容が「造形活動」だけでないことはいまさら言うまでもないだろう。こうした指摘や反省に立ってのことだったのか昭和52年版以降の学習指導要領では「表現と鑑賞の活動を通して」と修正された。では、こうした表記にもとづき現在この問題は解消したのか。否である。

唐突ではあるが、話題を現在使用されている「指導要録」に飛ばす。すなわち、「各教科の学習の記録」における「観点別学習状況」の4つの観点が持つ問題である。第1観点は「造形への関心・意欲・態度、」続いて「発想や構想の能力」「創造的な技能」「鑑賞の能力」となっている。が、この示し方及び設定は極めて乱暴と言わざるを得ない。とりわけ、第1観点の「造形」は、先にも指摘したように不可解である。すなわち「関心・意欲・態度」は「造形」に特化するはずのものではないからである。「関心・意欲・態度」は「鑑賞」においても不可欠要件である。この同じことについて、中学校の「指導要録」では、「美術への関心・意欲・態度」と「美術」を用語することにより適正文脈を形成している。さらに指導要録における不可解はある。このことは小・中学校にかかわる問題である。すなわち、「鑑賞」は独立して第4観点に設定しなければならない事項かとの反問である。独立して置くことの意味も分からないではない。しかし、第2観点の「発想や構想の能力」に「鑑賞」は無縁なのだろうか。「技能」にはかかわらないのか等々、「造形」という用語や4観点の意味にかかわる問題はいまなお未解決である。「学習指導要領」や「指導要録」等の公的な性格を持つものに示されたこうした文言は否応なく学校や教師に影響する。ゆえにこそ不適切



な用語等は指摘しておかざるを得ない。

## 第2 各学年の目標

### 〔第1学年〕

- (1) 見たこと、感じたこと、考えたことなどを、すなおに表現させて、造形する喜びや意欲をもたせる。
- (2) 飾る、知らせる、使うなどのために、かいたりつくったりさせて、目的に合わせて造形することに興味をもたせる。
- (3) 色や形などに対する関心をもたせる。
- (4) 簡易な材料や用具の扱いに慣れさせる。
- (5) かいたりつくったりしたものを見ることに関心をもたせる。

この「(1)」「(2)」の表記に関しては、「第1 目標」における「2 絵であらわす、彫刻であらわす、デザインをする、工作をする、鑑賞することにより、造形的に見る力や構想する力をのばす。」を第1学年レベルで具体化したものである。すなわち、「(1)」は、「絵であらわす、彫刻であらわす」内容であり、「(2)」は「デザインをする、工作をする」内容につながり、「(5)」は「鑑賞」である。ここにおける文末の表記を見る限り「(1)…喜びや意欲を持たせる」「(2)…興味をもたせる」「(3)…関心をもたせる」「(4)…慣れさせる」「(5)…関心をもたせる」と緩やかな記述であり、なにはともあれ第1学年では「美術による教育」の側面が色濃く出た表記とすることができる。

### 〔第2学年〕

#### 1 目標

- (1) 見たこと、感じたこと、考えたことなどを、ありのままの気持ちで表現させて、まとまりのあるものができるようにする。
- (2) 飾る、知らせる、使うなどのために、かいたりつくったりさせて、目的に合わせて造形することへの関心を高める。
- (3) 色や形などの違いによって、感じが違うことに気づかせ、色や形などに対する関心を高める。
- (4) 身近な材料や用具を使って、かいたりつくったりすることができるようにする。
- (5) かいたりつくったりしたものを見ることに関心をもたせるとともに、そのよさに気づかせる。

第2学年での文末表現は「(1)…できるようにする」「(2)…関心を高める」「(3)…関心を高める」

「(4)…できるようにする」「(5)…関心をもたせるとともに、そのよさに気づかせる」と「美術による教育」の側面を残しつつも第1学年に比較すると「作品」や「技術・技能」の獲得を指向した表記にやや変化している。

### 〔第3学年〕

- (1) 感じたことや考えたこと、見たことなどを、自分の考えでかいたりつくったりさせて、表現に自信をもたせる。
- (2) 飾る、知らせる、使うなどの目的に合わせてくふうし、見通しをつけてつくることができるようにする。
- (3) 色や形などの特色に気づかせ、対称やくり返しなどの感じがわかって、かいたりつくったりすることができるようにする。
- (4) 材料や用具の特色や扱い方を理解して、かいたりつくったりすることができるようにする。
- (5) 児童の作品や身のまわりの造形品を見たり使ったりさせて、そのよさを感じとらせ、作品に親しむ心を養う。

第3学年での文末表現は「(1)…表現に自信をもたせる」「(2)…できるようにする」「(3)…できるようにする」「(4)…できるようにする」「(5)…そのよさを感じとらせ、作品に親しむ心を養う」と、「作品」や「技術・技能」の獲得を指向した「美術の教育」にかかわる表記が増えてきている。

### 〔第4学年〕

- (1) 感じたことや考えたこと、見たことなどを、自分の考えで積極的に表現できるようにする。
- (2) 飾る、知らせる、使うなどの目的に合わせて、色、形、材質、組み合わせなどを考えてつくることができるようにする。
- (3) 色や形などの特色を生かし、リズムのある美しさなどの感じがわかって、かいたりつくったりすることができるようにする。
- (4) 材料や用具の特色や技法を理解して、かいたりつくったりすることができるようにする。
- (5) 児童の作品や身のまわりの造形品を見たり使ったりさせて、その美しさやよさを味わい、作品を好んで見る態度を育てる。

第4学年の文末表現は「(1)…表現できるようにする」「(2)…できるようにする」「(3)…できるようにする」「(4)…できるようにする」「(5)…その美しさやよさを味わい、作品を好んで見る態度を

育てる」と、より一層「作品」や「技術・技能」の獲得を目指した「美術の教育」にかかわる表記に傾斜している。

〔第5学年〕

- (1) 感じたことや考えたこと、見たことなどを、計画を立て、個性を生かして表現できるようにする。
- (2) 用途上の目的と機能に合わせて、色、形、材質、構造などを考えて、美しく合理的なものをつくることができるようにする。
- (3) つり合いのある美しさや動きなどを理解させ、色や形などの構成をくふうして表現することができるようにする。
- (4) 木や針金などの材料、それに伴う工具などの特色や技法を理解して作る能力を高める。
- (5) 児童の作品や身近な造形品、美術作品の特色を理解し、美しさを味わって見る能力や態度を養う。

第5学年の文末は「(1)…表現できるようにする」「(2)…できるようにする」「(3)…できるようにする」「(4)…つくる能力を高める」「(5)…理解し、美しさを味わって見る能力や態度を養う」と、第4学年よりも高いグレードを目指す「作品」や「技術・技能」の方向性を打ち出し「美術の教育」の色合いを一層深めている。

〔第6学年〕

- (1) 感じたことや考えたこと、見たことなどを、技法をくふうし個性を生かして表現できるようにする。
- (2) 用と美の関係についての理解や造形の技能を高め、美しく合理的なものを計画的に作るができるようにする。
- (3) 調和や変化のある美しさなどを理解させ、色や形などの構成をくふうして表現する能力を高める。
- (4) 線材や面材などの材料、それに伴う工具などの特色や技法を理解してつくる能力をのばす。
- (5) 児童の作品や身近な造形品、美術作品などの特色を理解し、美しさを鑑賞する能力を育てるとともに、文化財を尊重する態度を養う。

第6学年では「(1)…表現できるようにする」「(2)…作ることができるようにする」「(3)…表現する能力を高める」「(4)…理解してつくる能力を高める」「(5)…理解し、美しさを鑑賞する能力や態度を育てるとともに、文化財を尊重する態度を養う」とされており、当然、第5学年よりも高い

グレードが示されている。そうした中で「用と美」、「調和や変化」、「線材や面材」、「鑑賞」や「文化財」等々のテクニカルタームが明記されたことは、「美術の教育」への傾斜がより一層強まったものとして解釈できる。

以上、昭和43年版をあらためて見直すなら、「美術の教育」の強化とも相俟って、「(1)絵画」「(2)彫塑」「(3)デザイン」「(4)工作」「(5)鑑賞」と伝統的な「領域・分野」を背景にした表記になっており、育成すべき方向性が明快に示されているという点では、むしろ現行（平成10年版）の学習指導要領よりもわかりやすいものであったということもできる。

さて、以上、今回は「昭和33年版小学校学習指導要領図画工作」及び「昭和43年版小学校学習指導要領図画工作」の検討で紙数が尽きた。引き続き、「昭和52年版小学校学習指導要領図画工作」以降の学習指導要領も「美術の教育」及び「美術による教育」の視点から検討を加え、なぜ、「美術による教育」の視点が根付かなかったのか。あるいは適正な美術教育の姿はどうあればよいのか等についてさらに言及したいと考えている。

なぜなら、「酒井式描画指導法」に代表されるようなマニュアル化された指導法に全面依存し、子ども達に作品づくりをさせ、その結果できあがった作品を指導成果とばかりに臆面もなく掲示し、教室の壁面を埋めつくして安心するような扁平な実践にいまだに遭遇するからである。

註及び参考・引用文献等

- \* 1 若元澄男「よい美術教育をつくる7つの指針 (Part II) - 「美術の教育」と「美術による教育」に焦点化して -」学校教育実践学術研究第12巻 2006年3月 PP.203-212
- \* 2 上掲\* 1
- \* 3 <http://www.nicer.go.jp/guideline/old/s33e/chap2-6.htm>
- \* 4 若元澄男編集「図画工作・美術科重要用語300の基礎知識」明治図書、2000年
- \* 5 <http://www.nicer.go.jp/guideline/old/s33e/chap2-6.htm>